

子どもたちの明るい未来のために
いじめの問題に関する資料

平成19年3月
いじめの問題に関する資料作成委員会
岡山県教育委員会

本書の活用にあたって

いじめの問題が深刻化し、大きな社会問題となっています。いじめは、これまでも発見の難しさや内容の陰湿さが指摘されてきたところですが、近年ではその傾向が一層強まるとともに、高度情報社会の進展によりインターネット等を利用した事案が起こるなど、新たな状況も生まれています。学校はもとより、教育にかかわるすべての人が一致協力して、こうした深刻ないじめ問題の解決に向け、早急に取り組むことが求められています。

このたび、本県では、「いじめの問題に関する資料作成委員会」を組織し、先生方の指導に役立てていただくための資料「いじめの問題に関する指導資料集」を作成しました。

本書は、次のように構成されています。

第1章

いじめ問題への理解と対応

いじめに対する考え方、未然防止から対応の手順まで、日々の実践の参考にしたり、いじめの事案が発生した際の対応を確認したりするのに役立ちます。

また、先生方の研修の資料としても御活用ください。

第2章

いじめに対する取組の実践資料

未然防止を目的としたチェックシートや実態把握のためのアンケートの実施、活用等について、紹介しています。

実際の例を校種別に示していますので、すぐに使うこともできます。

第3章

関連資料

平成18年度に出された県の通知や相談機関の一覧等を載せています。

いじめに対する県や国の方針の確認、また関係機関との連携にお役立てください。

この資料が多くの学校において積極的に活用され、今いじめに苦しんでいる子どもが救われ、またいじめの未然防止につながることを願っています。

平成19年3月

いじめの問題に関する資料作成委員会
岡山県教育委員会

目次

本書の活用にあたって

第1章 いじめ問題への理解と対応

第1節	いじめに対する考え方	1
第2節	いじめの未然防止	3
第3節	いじめの早期発見	6
第4節	いじめへの対応（対応の手順）	8
	（1）基本的な対応	8
	（2）【事例別】対応のポイント	10
	事例1 友人からの嫌がらせメールに苦しんだ高等学校2年A子の事例	
	事例2 部活動の仲間から長期間、無視やからかいを受け続けていた中学校2年B夫の事例	
	事例3 「もう死にたい」といじめを苦しめた自殺予告電話が中学校へ届いた事例	
	事例4 言葉による暴力やもの隠し等のいじめを受け、「転校したい」と訴える小学校5年C子の事例	
	事例5 小学校において、いじめる側の保護者への対応の事例	

第2章 いじめに対する取組の実践資料

第1節	未然防止にチェックシートを活用する	13
	小学生用	15
	中学生・高校生用	16
	保護者用	17
	教師用	18
	学校用	19
第2節	アンケートで実態を把握する	21
	小学生（中・高学年）用	23
	中学生用	24
	高校生用	25

第3章 関連資料

「いじめの問題への取組の徹底について」（通知）	27
（平成18年10月20日岡山県教育委員会教育長通知）	
「『あなたを守りたい - 緊急アピール - 』について」（通知）	44
（平成18年11月21日岡山県教育委員会教育長通知）	
いじめの相談窓口	47
参考文献一覧	48
いじめの問題に関する資料作成委員会委員名簿	49

第1章 いじめ問題への理解と対応

いじめは、単に子どもたちだけの問題ではなく、社会全体の風潮や大人社会のゆがみを反映した根の深い問題である。近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿となっていること、一方で、遊び半分のものも多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われる。その背後には、子どもたち同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、これらを正確に見極めた上で対応しなければならない。

第1節 いじめに対する考え方

いじめの定義

文部科学省では、いじめの定義を次のように示している。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

いじめの特徴と態様

周りから見ると遊びの延長のように思われる形でいじめが起こっていたり、最近では高度情報社会の中で、「パソコンや携帯での誹謗中傷」などの情報機器を利用した新たな態様のいじめが生まれてきたりしており、いじめは、ますます陰湿化・潜在化している。

いじめの把握においては、これらのことに十分に気をつけるとともに、「いじめられた子どもの気持ちを重視する」という立場からも、いじめとしてとらえなければならない行為を的確に理解した上で、いじめを敏感に感知するように努めることが大切である。

いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・その他 (文部科学省 平成 18 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より)

【 いじめに対する教職員の基本姿勢 】

いじめの問題への取組においては、いじめを未然防止するとともに、早期発見と早期対応に努めるために、次のような基本姿勢をもつことが何よりも重要である。

- ・ 日ごろから子どもの気持ちや思いを親身になって受け止め、共感的に理解するなど、コミュニケーションを大切にし、温かい人間関係づくりを心がける。
- ・ いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分に認識し、「いじめがあるのではないか」という視点に立ち、早期発見に努める。
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を全教職員がもち、毅然とした態度で、子どもへの指導にあたる。
- ・ 教職員の言動が、子どもたちに大きな影響をもつことを十分に認識し、子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払う。



第2節 いじめの未然防止

全教職員による理解と組織的な対応

いじめの問題について全教職員で理解し、いじめのサインに気づくことが大切である。例えば、忘れ物が続くことを、本人の注意不足による単なる忘れ物と見るか、持ち物隠しなどのいじめのサインと見るかでは子どもへの対応が異なる。認識を誤ってしまうと、結果的に教職員がいじめを助長してしまう場合もあり、細心の注意を払う必要がある。

また、学校が組織として、日ごろから速やかな情報の共有を心がけ、協力体制を整えておく必要がある。

さらに、小学校と中学校、中学校と高等学校、特別支援学校等との校種間の連携も必要である。

取組例

- ・事例研究やカウンセリング演習等の校内研修を充実させ、全教職員でいじめについての共通理解を図る。
- ・スクールカウンセラーやスクールサポーター等と十分に連携して取り組む。
- ・日ごろから校種間の連携を図っておく。
- ・チェックシートを活用する。(教師用 p 18、学校用 p 19・20)

子どもとの信頼関係の構築

子どもとの温かい信頼関係を作り上げていくためには、教師は日ごろから子どもの心に寄り添うことを心がけ、教育相談の考え方や態度を身に付けるとともに、子どもたちが相談しやすい体制を整えることが大切である。

取組例

- ・子どもが話しかけてきたときには、表情を見ながらしっかりと話を聞く。
- ・全教職員が、教育相談の力を身に付けておくとともに、教育相談活動に積極的に取り組める体制を整えておく。

一人一人が存在感をもつことのできる学級経営

子ども自身のいじめに対する問題意識を高め、正義感や思いやりの心をクラス内に行きわたらせるとともに、子ども一人一人が存在感をもてる学級(ホームルーム)経営を行うことが重要である。

取組例

- ・「いじめは人権にかかわる重大な問題であり、絶対に許されない」ことを、日頃から子どもたちに明確に伝える。
- ・子どもを受容し、一人一人の立場に立った共感的理解に努める。
- ・学級内での役割分担を工夫したり、学級活動（ホームルーム活動）を充実させたりして、学級への所属感を持たせる。
- ・思いやりや支え合いに基づく様々な活動を取り入れることにより、好ましい人間関係を育てる。
- ・インターネットや携帯電話のメール等を通じて行われるいじめ等についても、情報モラルに触れながら具体的に指導する。
- ・チェックシートを活用する。（小学生用 p 15、中学生・高校生用 p 16）

一人一人を生かす授業づくり

子どもたちが存在感をもって充実した学校生活を送ることができるよう、個を生かす指導や分かりやすい授業を積極的に行うことが必要である。

また、道徳や特別活動では、思いやりの心や正義感をはぐくむ資料の活用、子ども相互の助け合いを作り出すグループ学習の場の設定など、心の教育の充実を図ることが必要である。

取組例

- ・指導のめあてを明確にし、達成の喜びを味わうことができる、分かる授業を展開する。
- ・子どもの一人一人の学習に関する悩みを把握し、それらを受けとめて授業づくりに生かす。
- ・道徳や特別活動の年間計画に、思いやりの心や正義感、人権尊重にかかわる内容を明確に位置づける。
- ・児童会・生徒会活動を充実させ、仲間とともに協力して活動するすばらしさを体得できるようにする。

社会性のかん養と豊かな情操の育成

遊びの中で他者とのかかわり方を自然に身につける機会が不足している子どもたちに、意図的・計画的に社会性のかん養や豊かな情操を育てる必要がある。

取組例

- ・ピア・サポート、ソーシャルスキル教育、構成的グループエンカウンター等
- ・自然体験活動、レクリエーション活動 ・職場体験活動、ボランティア活動

家庭との連携

学校は、指導方針や指導計画などの情報を家庭に積極的に提供するとともに、家庭において配慮すべき内容についても日ごろから共通理解を図ることが必要である。

特に、インターネットや携帯電話のメールによるいじめが増加していることから、それらの使い方等について家庭の理解と協力が必要である。

また、学校外の相談窓口の連絡方法等について周知を図る。

取組例

- ・学校だよりや保護者懇談会、家庭訪問等でいじめの問題を取り上げ、学校の指導方針を示し、家庭との共通理解を図る。
- ・保護者が気軽に相談しやすい体制（相談日時の設定や相談室の設置など）を作る。
- ・保護者対象の人権教育研修会を開催したり、PTA等の協力を得たりして、家庭との連携を強める。
- ・必要に応じて、教育委員会や関係機関と連携しながら家庭を支援する体制づくりを行う。
- ・チェックシートを活用する。（保護者用 p 17）

地域や関係機関との連携

子どもたちに様々な体験を通して社会性を育成することができるよう、地域においては、その実情に応じた取組が積極的に展開されることが必要である。学校は地域のこうした取組と十分に連携を図ることが必要である。また、日ごろから関係機関との連携を密にしておくことが重要である。

取組例

- ・学校がいじめへの指導方針や指導計画等を地域に公表し、理解と協力を得る。
- ・地域の関係団体や関係機関等といじめの問題について協議する機会を設ける。
- ・日ごろから子どもの問題行動への対応や家庭への支援等について、警察や児童相談所、社会福祉事務所等の各関係機関との連携を図り、場合によってはサポートチームを編成して対応する。
- ・地域の青少年育成のための活動・社会教育関係の活動に参加する。

第3節 いじめの早期発見

いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識し、日頃から、子どもたちが発するサインを見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めることが重要である。そのためには、子どもたちの人間関係を先入観をもって見ていないか、サインの見落としはないか、目立つ言動だけに着目していないかなど、教師としての自分の姿勢を常に問い直す必要がある。

児童生徒理解といじめのサインのキャッチ

いじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっている。そのため、日ごろから子どもたちをしっかりと観察することによって、行動や生活の様子の小さな変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直すことが重要である。

いじめられている子どもはもちろん、いじめている子どもも何らかのサインを発している。いじめの早期発見のためには、教師がこれらのサインを常に意識して受け止めることが必要である。

また、子どもたちの発するサインをキャッチする手だてとして、学校生活についてのアンケート（p 21～25）等を実施することも有効である。

取組例

- ・ 休憩時間や掃除時間、係活動など、子どもたちと一緒に過ごす機会をできる限り増やす。
- ・ 日記や生活ノート、グループノート、作文等を活用し、子どもたちの心の変化を把握する。
- ・ 聞き取り調査や学校生活についてのアンケートなどを活用して、いじめの実態を把握する。

***いじめられている子どものサイン（例）* いじめは、疑わなければ発見できない！**

1 表情・態度

- ・ 生気がなく、何となく浮かない表情をしている。
- ・ おどおどして落ち着きがない。
- ・ わざとらしくはしゃいでいる。
- ・ 感情の起伏が激しい。
- ・ いつもひとりぼっちである。
- ・ 学習意欲が低下する。

2 身体・服装

- ・ 頭痛・腹痛・吐き気・食欲不振などを訴える。
- ・ 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ・ すり傷、打撲等の傷が見られ、原因をあいまいにする。
- ・ 衣服が汚れたり、破れたりしている。
- ・ 服に靴の跡がついている。

3 持ち物・金銭

- ・ 持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- ・ 持ち物に落書きをされる。
- ・ 掲示物や写真が破られる。
- ・ 家の金品を持ち出す。
- ・ 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- ・ 口数が少なくなる。
- ・ 周りの友だちに異常なほど気を遣う。
- ・ 教室や図書館に一人であることが多い。
- ・ 授業に一人で遅れて入ってくる。
- ・ 保健室や職員室によく来たり、その周辺を歩き回ったりする。

5 遊び・友人関係

- ・ 遊びに入れてもらえない。
- ・ 仲の良かったグループから急に離れる。
- ・ 人格を無視するようなあだ名が付けられ、からかわれる。
- ・ グループ分けなどで、最後まで所属が決まらない。
- ・ 使い走りさせられる。
- ・ 発言するとヤジられたり笑われたりする。
- ・ けんかや規則違反が増える。

6 教師との関係

- ・ 教師と目線を合わせなくなる。
- ・ 教師との会話を避けようとする。
- ・ 教師とかかわろうとせず、避けようとする。
- ・ 教師のそばを離れない。

子どもがいつでも気軽に相談できる体制づくり

子どもだちとの触れ合いを通して、子どもの話をしっかり聞き、何でも相談できる関係を築いておくことが大切である。また、校内の教育相談体制を確立することによって、いじめられている子どもや周りの子どもたちが相談しやすくなり、いじめの早期発見が可能になる。

取組例

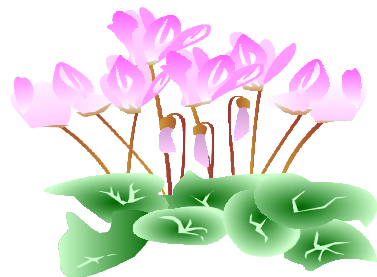
- ・ 定期教育相談、教育相談週間など、子ども一人一人と話し合う機会を多くもつ。
- ・ いつでも利用できる教育相談室を整備し、相談しやすい環境をつくる。
- ・ スクールカウンセラーやスクールサポーター等と連携しながら、定期的なケース会議を実施する。

教職員間の協力体制と家庭・地域との連携

積極的に情報交換を行い、子どもの小さな変化を共有・蓄積することによって潜在化したいじめを見つけ出すことができる。また、家庭や地域との連絡を密にし、相談しやすい関係を構築することも大切である。

取組例

- ・ 定期的な情報交換の場を設け、様々な角度から得られた情報を迅速に伝え合う。
- ・ 連絡ノート、学級(学年)通信、電話、家庭訪問などを通して、子どもの様子を伝え合う。
- ・ 保護者や地域の人々との交流を通して、保護者の願いを理解するとともに、子どもの家庭や地域での様子を可能な限り把握するように努める。



第4節 いじめへの対応(対応の手順)

基本的な対応

いじめの問題の対応は、いじめられている児童生徒の立場に立って迅速に行うことが大切である。

正確な事実確認と教職員間での情報の共有

いじめの訴えがあった場合や発見した場合は、いじめられている子どもを一刻も早くいじめから救うため、早急に対応を始める。

当事者だけでなく、周囲の子どもたちからも話を聞いて、事実関係を正確に把握する。

落ち着いて話ができる雰囲気を作り、あいづちを打ちながら話を聞くなど、子どもが安心して話ができるように配慮する。

正確な事実関係を迅速に把握するためには、複数の教職員で連携して対応する。

確認すべき事項

いつ?・・・時間

どこで?・・・場所

だれが?だれを?・・・いじめた子どもといじめられた子ども(一人か複数か)

どんな内容のいじめか?・・・内容

いじめのきっかけは?・・・背景と原因

いつ頃から?どれくらい?・・・期間

いじめにかかわった子どもたちの学校生活全般に注意を払うことができるよう、職員会議等を利用して、全教職員で情報を共有する。
把握した子どもの個人情報については、取扱いに十分注意する。

サポートチームによる対応

把握した情報をもとに、管理職や関係教職員で協議を行い、事実関係を明確にする。

今後の指導方針及び指導内容、役割分担等について決定し、サポートチームを組む。

教育委員会や児童相談所など関係機関等との連携を図る。

校種間の連携も視野に入れて対応する。

適切な支援・指導

いじめられた子どもへの支援

いじめられている子どもの立場に立ち、子どものつらい気持ちを受容的・共感的に受け止めながら心の安定を図る。

いじめられている事実を正直に言えない場合や、プライドを守るためにいじめの事実を認めたくない場合があるので、全力で守り通すという教師の強い姿勢を伝えるとともに、いじめられている子どもを温かく見守るなど、心身の安全を保障する。

養護教諭やスクールカウンセラー、関係機関との連携を図り、心のケアに努める。

必要に応じてグループ替えや席替えなどの配慮を行う。

いじめられた子どもの保護者に対して

保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。

保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

いじめた子どもへの指導・措置

注意・叱責を第一とすることを避け、本人の言い分をじっくりと聞く。

いじめられた子どもの気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせるとともに、他人の痛みを理解できるような指導を根気強く行う。

集団によるいじめの場合、いじめの中心となっている子どもが表面に出てこない場合があるので、集団内の力関係や個々の言動を正しく分析して指導する。また、複数の教員で同時に個々の子どもの指導に当たるなどの工夫をする。

いじめた子どもの情緒の安定を図りながら改善の方向を探る。

深刻ないじめを行う子どもに対し、出席停止や警察との連携による措置も含め、教育委員会と相談しながら対応を考える。

いじめた子どもの保護者に対して

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていくという姿勢で保護者の対応にあたる。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、いじめが許されないことを理解できるようにする。

必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

すべての子どもへの指導

いじめは、直接かかわった子どもだけの問題ではなく、自分たちの問題であるという当事者意識を学級全体で育てる。

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の子どもに徹底させる。また、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。

すべての保護者に対して

場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取扱いに留意しつつ、事件の概要や今後の学校の対応方針等を説明し、協力を求める。

指導の継続

いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。

【事例別】指導のポイント

【事例1】友人からの嫌がらせメールに苦しんだ高等学校2年A子の事例

中学校来の親友であるB子・C子とともに同じ高校に入学したA子は、新たな交友関係が広がるにつれ、B子・C子からの誘いも断らざるを得なくなり、当初は、「つきあい悪いな」といったB子・C子からのメールが「うざい」「死ね」などの内容へと変化していった。さらに、B子・C子はA子の新しい友人に「A子がメールであなたの悪口を送っている。」等と嘘を伝えたため、A子は、学校を休みがちになった。欠席が3日続いたため、担任が家庭訪問をして話を聞いたところ、B子・C子のことを話し始めた。

ポイント1 子どもへの対応

- ・メールの内容は消去せず、いじめられた生徒から「いつ頃から」「誰が」「どのような内容のメールを」「何回くらい」「それに対してどのような行動をしたか。(返信メール。無視等。)」といった内容を詳しく聞く。
- ・いじめた生徒から、悪口や嫌がらせに至った思いを聞く中で、いじめられた生徒に対する気持ちや被害者の心情を考えさせる。

ポイント2 全体への指導

- ・各学校で情報モラルについての指導を年間計画に位置づけ、警察の「心と命の教育活動」等、外部機関の専門家との連携を図り、生徒の規範意識の高揚を図る。
- ・アンケート調査やケース・スタディ等を実施し、「メール」等についての実態把握と意識調査を行い、その結果にもとづき、全体・クラス・個人指導を行う。

参 考

- インターネット掲示板での誹謗中傷によるいじめの対応について -

掲示板書き込みの削除など迅速な対応

本文とログ(書き込みの時間やIPアドレスなどの情報)を保存し、状況証拠を残す。サイト管理者に対する削除要請(メール・電話・FAX)を行い、状況によっては警察に相談し、協力を得る。

被害者への支援

本人・保護者に事情を説明し、本人への精神的なケア、加害者の特定、全体指導等の対応をしていくことを伝える。

情報モラルや法的責任についての全体指導

「もし自分が被害者だったら」という立場で、被害者が受ける心の痛みを想像させることや、軽はずみな行動でも法的責任が問われることなどを説明する。

【事例2】部活動の仲間から長期間、無視やからかいを受け続けていた中学校2年D夫の事例

バスケットボール部の1年生D夫は、3年生が引退して新チームになってから1年生で一人だけレギュラーとなった。このことを面白くないと感じた同級生がD夫を無視するようになる。1年生の終わりには完全に同級生から孤立していた。2年生になったある日、シューズに落書きをされていたのを母親が発見する。母親はD夫を問いつめると、D夫はこれまでのことを話し、事件が発覚した。

ポイント1 校内での対応

- ・事実確認のため、部活動の様子や部内での人間関係を早急に把握する。
- ・先輩と後輩、レギュラーとその他の選手など、複雑な人間関係に配慮し、対応策を検討する。
- ・普段から学級担任と部活動顧問の連携を密にとっておく。

ポイント2 事後の指導

- ・部活動では複数の顧問が協力して、部室での様子に注意したり生徒が下校するまで見届けたりして、再発防止に努める。
- ・技術的な指導とともに、生徒自身が部内の人間関係づくりについて考える機会を設けたり、部活以外でも声を掛けるなど、生徒との人間関係づくりに努める。

【事例3】「もう死にたい」といじめを苦しめた自殺予告電話が中学校へ入った事例

定期考査が終わった日の放課後、職員室に「クラスの人からずっと無視されたり、嫌がらせをされたりしてつらい…。生きているのがしんどくなった。もう死にたい…」という内容の電話がかかってきた。生徒を特定する手がかりがつかめないうまま電話は切れてしまった。

ポイント1 電話での対応

- ・自殺を予告する電話の場合には、電話を受けた時点で生徒本人の気持ちをつなぎ止めることが非常に重要である。
- ・電話を受けた教師は、冷静に対応することを基本とし、安易に励ましたり慰めたりなどせず、生徒の今の気持ちをしっかり聴くことに徹する。
- ・淡々とした口調でも深い悩みを持っており等、言葉の裏にある感情に、特に注意を払う。

ポイント2 校内での対応

- ・電話の内容の真偽が疑わしい場合であっても、生命の安全確保の観点から、当日の欠席者や気になる生徒（最近の相談者やアンケートで把握していたもの等）の中から本人を推定し、電話や家庭訪問等で所在や動向を早急に把握する。
- ・電話の相手が特定できた場合は、保護者に連絡し本人の所在を確認して、安全を確保する。
- ・電話の内容によっては、捜索等について警察や消防団等に協力を依頼する。

ポイント3 事後の指導

- ・命の大切さや、苦しいときには身近な大人に相談することなどを指導する。
- ・いじめに関するアンケートと併せて個別面談を行うなど、他にもいじめがないか調査を行う。

【事例4】言葉による暴力やもの隠し等のいじめを受け、「転校したい」と訴える小学校5年生E子の事例

小学校5年生のE子は、突然「私はもう学校へ行かない」と言い、その日から登校しなくなった。5年生になってずっと嫌なことを言われたり、教科書に落書きをされたりなど、いじめを受けていたことが分かった。両親は、誠意ある対応をしてくれなかった学校への不満を直接校長に訴え、「転校させたい」と申し出た。

ポイント1 子ども・保護者への対応

- ・担任が本人を絶対を守り、クラスからいじめをなくすことを伝える。
- ・保護者からの訴えを真摯に受け止め、担任と保護者、及び本人との信頼関係を回復させる。
- ・本人の心身の状態によっては、関係諸機関の助力を得るようにし、専門家と連携した中・長期的な心のケアを検討する。

ポイント2 校内での対応

- ・児童の思いや保護者の気持ちをしっかり受け止めることができるよう、教育相談体制を早急に整える。

深刻ないじめの場合

いじめる子どもに対し、特別の指導計画による指導のほか、有益な効果が考えられる場合には、出席停止制度の運用についても検討する。また、いじめられる子どもについては、環境を変えることも一つの支援であるという視点から、転校も考慮に入れた対応を考える。その際、教育委員会に本人の心身の状況、保護者の気持ちや願い等についても詳細に報告をし判断を仰ぐ。

【事例5】小学校において、いじめ側の保護者への対応の事例

F太はおとなしい性格でG男からいつもからかわれたり、いやがらせを受けたり、体調を崩し学校を休みがちになっていた。いじめの事実が確認できた担任は、G男の保護者に連絡をしたが「そのくらいのことで体調不良になる方が弱いんだ。」と言って我が子の非を認めようとしなかった。G男の保護者は普段から学校に対して不信感をもっており、よく学校に連絡をしてきていた。

ポイント1 保護者への対応

- ・保護者の話を誠意をもってしっかり聞く。
- ・普段から指導の経緯を記録しておき、推測や予想ではなく、事実を伝える。
- ・精神的に相手が苦痛を感じるような言動は許されないことを、毅然とした態度で伝える。
- ・保護者に理解してもらえよう、ねばり強くかかわる。

ポイント2 すべての保護者に対して

- ・いじめの問題に関する理解を深めてもらうとともに、学校の対応の在り方について説明しておく。
- ・保護者会等を活用し、保護者同士が気軽に話ができる人間関係づくりを行う。

第2章 いじめに対する取組の実践資料

第1節 未然防止にチェックシートを活用する

このチェックシートは、いじめの問題への取組の充実のために、具体的に点検すべき内容を参考例として示したものである。いじめの実態調査ではなく、未然防止に主眼を置いて作成した。各学校・学級においては、これを参考にして修正・追加を行うなど、それぞれの実情に即した形で点検していただきたい。記名欄は設けていないが、個々の状況を把握したい場合には記名することも考えられる。繰り返し点検し、変化を確認することができるよう日付欄を設けている。このチェックシートを活用して、いじめのない学校づくりを推進していただきたい。

小学生用 / 中学生・高校生用

子どもが自分自身の意識や行動を振り返ることにより、心の成長につながることを目的に作成したものである。

チェック項目は、前向きな意識や行動を確認する内容になっており、チェックの数が多いほど良い傾向であることが確かめられる。

活用例

- 1 帰りの会などで定期的実施し、シートは各自のファイルに綴じて記録していくことにより、子ども自身が自分の心の変化や成長に気づけるようにする。
- 2 学級で実施した結果を集計し、チェック数が少なかった項目について学級会等の議題として取り上げ、「なぜその項目は困難なのか」について、子どもたちの思いを発表させたり、克服するための方法を話し合ったりすることで、いじめに対する問題意識を高めるとともに、互いの理解を深める。

保護者用

このチェックシートの【チェック1】には、家庭で注意してもらいたいいじめのサインを挙げている。ここに示されたような子どものサインや変化に気づいた保護者には、学校や相談機関に早めに相談してもらうことが大切である。また、いじめの未然防止のためには、子どもが家庭で愛されていることを実感することが重要である。

【チェック2】には、子どもの健やかな成長のための保護者の家庭でのかかわり方に関する項目を挙げている。

活用例

- 1 学級便り等でチェックシートの項目を取り上げ、家庭でのいじめの早期発見や未然防止のための意識を高める。
- 2 学級懇談等でチェックシートを活用した後、期間をおいて再度チェックしてもらい、定期的に子どもに対するかかわりを見直してもらう。
- 3 チェックシートを事前に実施し、結果を研修会等の資料として活用する。

教師用

このチェックシートは、子どもに対するかかわり方や自らの学級経営の在り方を見直すきっかけとするため作成したものである。すべての項目を一度にチェックすることが困難な場合は、いくつかの項目に絞ってチェックすることも一つの方法である。一つでも気にかかる項目があったときは、校内でチームを組み、対象となった子どもの様子を集中的に観察するとともに、教育相談等を活用して未然防止に努めたい。

活用例

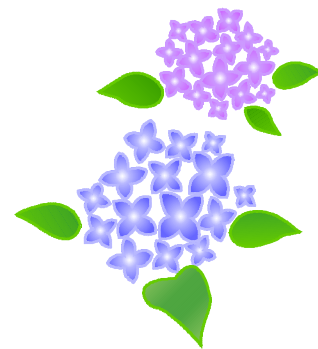
- 1 校内の生徒指導連絡会等で定期的にチェックを行い、情報交換に役立てる。
- 2 学年会や各種部会において活用し、自分の学級を振り返る機会として役立てる。

学校用

「いじめはどの学校にも起こりうる」という認識のもとで、いじめが起こる前に、いじめ防止の手だてを考えていくことが重要である。そのため、このチェックシートは、学校において点検すべき項目を【指導体制】【教育指導】【早期発見・早期対応】【教育相談】【家庭・地域との連携】の観点から示したものである。

活用例

- 1 校長のリーダーシップのもとに、全教職員でチェックする。
- 2 学校として評価が低い項目については、職員会議や校内研修等でその手だてを協議し、具体的な取組を行う。
- 3 学期末や学年末に再度チェックし、問題点や今後の改善策を確認する。



チェックシート

おちついて、自分に正直に答えましょう。
自分にあてはまるときは、 に☑をしましょう。

- 1 学校は あんしんできて たのしいところだ。
- 2 友だちの しっばいを わらったりはしない。
- 3 自分が されていやなことは 友だちにしない。
- 4 友だちを むし したりはしない。
- 5 友だちが いじめられていたら 先生やおうちの人にしらせる。
- 6 いつも あいてのきもちになって かんがえている。
- 7 友だちが いじめられるところをみたら やめるよう注意する。
- 8 人には やさしいことばを かけてあげるようにしている。
- 9 「いじめられるかもしれない。」というしんぱいはない。
- 10 いじめは ぜったいにしない。

いくつ ☑ がありましたか。

このチェックシートをつかって 自分を ふりかえってみましょう。

チェックシート

心の中の自分としっかり向き合って、素直な気持ちで答えましょう。
自分に当てはまるときは、 に☑をしましょう。

- 1 学校は、安心できる楽しい場所だ。
- 2 まわりに自分を理解してもらうように努力している。
- 3 誰かがいじめられている場面を見たら、やめるよう注意する。
- 4 どんな理由があっても、人を攻撃したり無視したりしない。
- 5 言葉を選んで相手に話すように気をつけている。
- 6 自分がいじめられたり、身近な人がいじめられていたら、先生や親などに相談する。
- 7 いつも相手の気持ちになって考えるようにしている。
- 8 「いじめられるかもしれない。」という不安はない。
- 9 自分がされて嫌なことは、人にはしない。
- 10 いじめは絶対にしない。

いくつ ☑ がありましたか。

このチェックシートを使って、自分の気持ちや行動を振り返ってみましょう。

チェックシート

【チェック1 子どもの様子の変化・子どもの持ち物等】

<早期発見のために>

- 1 あいさつしても返事がかえってこなくなった。
- 2 家族との対話を避けるようになった。
- 3 付き合う友だちが急に変わり、学校や友だちのことを話さなくなった。
- 4 いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなった。
- 5 感情の起伏が激しくなり、動物や物などに八つ当たりするようになった。
- 6 忘れ物が急に多くなった。
- 7 登校時に身体の不調を訴えるようになった。
- 8 衣服が不自然に汚れたり破れたりすることが多くなった。
- 9 手足や顔などに原因不明のすり傷や打撲のあとがみられる。
- 10 食欲不振、不眠を訴えている。
- 11 教科書やノートに嫌がらせの落書きなどがみられるようになった。
- 12 靴、上履き、傘などが隠されたり、いたずらされたりするようになった。
- 13 家から品物やお金を持ち出すようになった。
- 14 使い道のはっきりしないお金を欲しがるようになった。
- 15 持ち物をなくした、落としたなどと言うことが多くなった。

【チェック2 保護者の効果的なかわり】

<未然防止のために>

- 1 食事は、テレビを消して会話をしながら食べている。
- 2 子どもと一緒に過ごすなど、成長に応じたかわりをもっている。
- 3 子どもの思いを受け止めながら話を聞いている。
- 4 子どものよいところを見つけてほめている。
- 5 子どもを大切に思う気持ちを言葉や態度で伝えている。
- 6 メールやインターネットの使い方や危険性について親子で話し合っている。
- 7 善悪の判断や思いやりなど人間として大切なことをしっかり子どもに教えている。

チェックシート

【チェック1 教師の言動】

- 1 つねに子どもを受け入れる構えをもち、子どもの話を聞く場を設定している。
- 2 学級の子どもたち一人一人とコミュニケーションを十分に図っている。
- 3 学校行事等を通じて、学級外の子どもたちにも日常的な声かけを心掛けている。
- 4 子どもに投げかける言葉の中身を吟味している。
- 5 子どもに対する対応の仕方に個人的な違いはない。

【チェック2 授業・学級活動での指導】

- 1 どの子どもにも「わかった！できた！」という達成感や成就感を味わわせる授業づくりに努力している。
- 2 全ての子どもの意見を傾聴する姿勢をもち、「一人一人の子ども」に寄り添い、大切にしている。
- 3 子どもをつまずきを予測し、つまずきに対する手だてを準備して授業に臨んでいる。
- 4 教科や活動の内容に応じて様々な学習集団を組織し学習活動に取り組んでいる。
- 5 道徳や学級活動、ホームルーム活動等でいじめにかかわる問題を取り上げ、子どもとともに考えたり、指導したりする時間を設定している。

【チェック3 子どもの様子の変化】

< 個人の様子 >

- 1 急に無口になったり、怒りっぽくなったりするなど、行動面で急激な変化がみられる子どもはいないか。
- 2 食欲不振、気分不良など体調に急激な変化が見られる子どもはいないか。
- 3 集団活動に消極的になり、いつも一人でぼつんとしていたり、おどおどしていたりしている様子が見られる子どもはいないか。
- 4 持ち物や身なりに乱れがあったり、物がなくなったりすることが増えている子どもはいないか。
- 5 特に用事がないのに、職員室や保健室に頻繁に通っている子どもはいないか。

< 学級全体の雰囲気 >

- 1 特定の子どもの発言を聞いてニヤニヤしたり、からかうような発言をしたりする子どもはいないか。
- 2 当番や係活動を特定の子どもに押しつける傾向はないか。
- 3 「くさい、汚い」等の発言が教室内でみられてはいないか。
- 4 特定の子どもの持ち物、机や椅子等を避ける子どもはいないか。
- 5 特定の子どもの掲示物などに落書き等のいたずらがされていないか。

【チェック4 連携的な取組】

- 1 校内における情報交換の場を積極的に活用し、学級の状況を公開しているか。
- 2 学級内の出来事を、気軽に相談できる同僚がいるか。
- 3 保護者に対して、子どものよさや変化を積極的に伝えているか。
- 4 保護者に対して、いじめに対する学校の指導方針を明確に示しているか。
- 5 保護者や子どもたちに、学校外の相談窓口の設置や連絡方法について周知を図っているか。

チェックシート

よく当てはまる・・・4 だいたい当てはまる・・・3 あまり当てはまらない・・・2 全く当てはまらない・・・1

【チェック1 指導体制】

- 1 いじめの問題に対する指導方針が学校の教育計画に明記され、全教職員で共通理解している。

4	3	2	1
- 2 いじめの重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力して対応している。

4	3	2	1
- 3 問題を特定の教員が抱え込まず、学校全体で対応する体制(システムと役割分担)が確立している。

4	3	2	1
- 4 いじめに関する校内研修会(事例研究会、情報交換会等)を定期的に行き、教職員の資質向上や取組に生かしている。

4	3	2	1

【チェック2 教育指導】

- 1 「いじめは重大な人権侵害であり、人間として決して許されない」という毅然とした態度で指導に当たっている。

4	3	2	1
- 2 道徳や学級活動(ホームルーム活動)、児童生徒会活動等の時間に、いじめの問題を取り上げ、指導助言を行っている。

4	3	2	1
- 3 教職員の言動が、子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。

4	3	2	1
- 4 いじめを行う子どもに対しては、警察との連携による毅然とした措置等も含め、学校としての具体的な対応について明確にされている。

4	3	2	1
- 5 いじめられる子どもを、徹底して守り通している。

4	3	2	1
- 6 いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行っている。

4	3	2	1

【チェック3 早期発見・早期対応】

1 教師と子ども、子ども同士の好ましい人間関係の育成に努めている。

4 3 2 1

2 定期的に生活調査を行うなど、子どもの生活実態のきめ細かい把握に努めている。

4 3 2 1

3 日頃から子どもをよく観察し、心のサインを見逃さないよう努めている。

4 3 2 1

4 スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家と連携して、いじめの把握に努めている。

4 3 2 1

5 日頃から報告、連絡、相談を密にし、いじめの情報がもたらされたときには、迅速に対応している。

4 3 2 1

【チェック4 教育相談】

1 校内に子どもの悩みや要望を受け止める教育相談の体制が整備され、適切に機能している。

4 3 2 1

2 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっている。

4 3 2 1

3 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて相談機関などの専門機関との連携が図られている。

4 3 2 1

4 いじめ等の悩みを受け付ける相談機関について、保護者に積極的に紹介している。

4 3 2 1

【チェック5 家庭・地域との連携】

1 いじめに関して家庭や地域の理解や協力が得られるよう、学校の基本姿勢等を公表している。

4 3 2 1

2 家庭や地域に対して、家庭訪問や学校だより、学校開放などを活用し緊密な連携を図っている。

4 3 2 1

3 いじめが起きた場合、学校での解決に固執することなく、家庭と連携して解決に当たっている。

4 3 2 1

4 いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を行っている。

4 3 2 1

第2節 アンケートで実態を把握する

「目的」

アンケートを実施する目的は、子どもの「声なき声」を聞き、表面化しにくい「いじめ」を早期に発見することにある。いじめている子どもが自分の言動がいじめに当たるかもしれないと気づくことができたり、周りの子どもが当事者意識をもったりすることができるよう工夫することもできる。

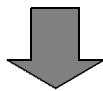
実施にあたっては、次のような点を全教職員で共通理解しておくことが大切である。

- 1 「いじめ」に対しては、絶対に許されるものではないという、学校や教職員の毅然とした姿勢で取り組む。
- 2 実施の目的、実施方法、結果の評価方法、活用等について、職員会議等で周知を図る。
- 3 アンケートの結果とともに、日ごろから教職員間で情報交換を緊密に行い、子ども一人一人をしっかりと見つめ、その実態を的確に把握する。

教職員と児童生徒の信頼関係

一人一人の思いを受け止める誠実な教職員

個人情報の取扱いや情報公開について配慮する。



「作成」

- 1 作成委員会等で検討・作成
- 2 調査対象期間の設定
- 3 質問項目の精選



P23 ~ 25 には、アンケートの例を掲載している。

【作成の留意点・工夫】

- ア 作成委員会は、校長のリーダーシップのもと、各校の実態に応じて、生徒指導担当、学年主任、教育相談係、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラーなどで組織する。
- イ 作成にあたっては、保護者の方や学校評議員の方の協力を得ることもできる。
- ウ 現在の状況を把握するために、「4月から今まで」等、調査対象の期間を限定する。また、質問項目は具体的な「いじめ」の態様を示したものとする。
- エ 記名については、目的や学校・学年・学級等の状況に応じて判断する。
- オ 子どもが自由に自分の思いを書ける項目を設ける。
- カ すべての子どもが、自分の言動を振り返るとともに、自分も何かしなくてはいけないと気付くことができたり、明るい展望がもてたりする項目を設定する。



【実施の留意点・工夫】

ア 子どもが落ち着いて自分の言動を振り返ることができるように、アンケートを実施する時間を確保したり、場所を設定したりする。

- ・全校一斉に教室で実施する。
- ・間隔をあけた座席配置にする。 等

イ アンケートを実施する目的を、子どもにわかりやすく説明する。単に「記入してください。」ではなく、「いじめ」についての担任の思いをメッセージとして発信する。

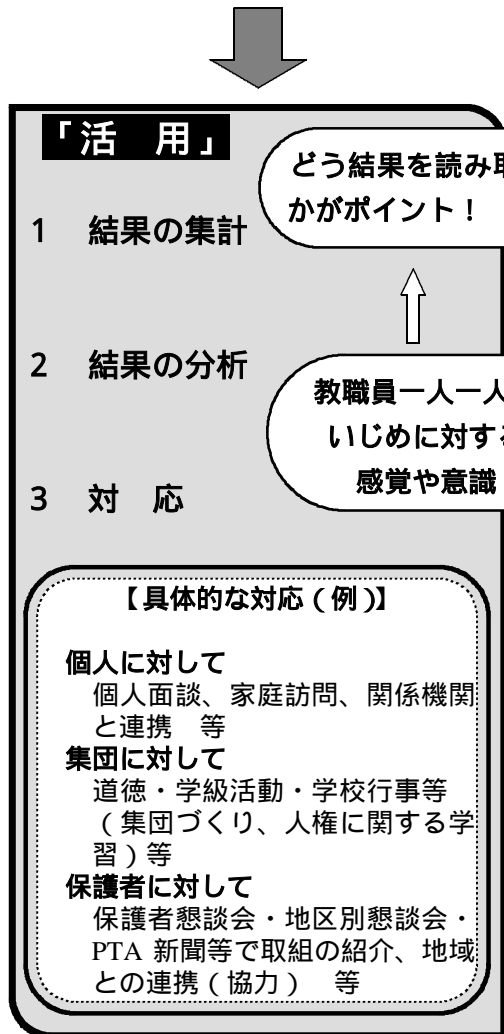
- ・「いじめは、絶対、あってはいけない。」
- ・「みんなのことをもっと理解したい。」
- ・「困っていれば、力になりたい。」 等

ウ ルール（約束事）を示す。

- ・学校は、秘密を守る。口外をしない。
- ・テストではない。早く終わっても静かに待つ。 等

エ 回収方法を説明する。

- ・裏返しにして、本人が提出する。
- ・後日指定した場所に提出する。 等



【活用の留意点・工夫】

ア 「いじめ」を受けている子どもがいるかもしれないことから、調査後、結果を速やかにまとめる。

イ 委員会等で調査結果を分析し、学校全体として課題と解決のための対応を検討する。結果を検討する中で、教職員の意識をより高めるとともに、問題の共有化を図る。件数が少ないことをもってよしとしてはいけない。

ウ 教職員が危機管理意識をもち、小さなサインを見逃すことなく、個人・集団・保護者に対して、早期に例示のような具体的対応を行う。

「自分は大切にされている」という実感 いじめのない学校づくりの推進

このアンケートは、みなさんが楽しい学校生活をおくるためのものです。月から今までのことについて、次のしつもんになおな気持ちでこたえましょう。

1 中のあてはまる番号に をつけましょう。

(1) むしされたり、なかまはずれにされたりする。

1. ほとんど毎日 2. 1週間に何回か 3. 今までに2~3回 4. ない

(2) 自分の気にしていることや悪口をかげで言われる。

1. ほとんど毎日 2. 1週間に何回か 3. 今までに2~3回 4. ない

(3) 自分のものをかくされる。

1. ほとんど毎日 2. 1週間に何回か 3. 今までに2~3回 4. ない

(4) わざとぶつかってこられたり、たたかれたり、けられたりする。

1. ほとんど毎日 2. 1週間に何回か 3. 今までに2~3回 4. ない

(5) いやなことやはずかしいことをされたり、させられたりする。

1. ほとんど毎日 2. 1週間に何回か 3. 今までに2~3回 4. ない

(6) パソコンのメールなどで、いやなことを書かれる。

1. ほとんど毎日 2. 1週間に何回か 3. 今までに2~3回 4. ない

(7) 他の人がいやなことをされているのを、見たり聞いたりする。

1. ほとんど毎日 2. 1週間に何回か 3. 今までに2~3回 4. ない

2 他の人がいやなことをされているところを見たり聞いたりしたら、どんな気持ちになりますか。

[]

3 他の人がいやなことをされているところを見たら、あなたはどうしますか。

() とめに入る。

() そうだんする。 だれに() 親 () 先生 () 友だち () その他 []

() 見てないふりをする。

() その他 []

4 先生に聞いてほしいことがあれば自由に書きましょう。

[]

学校生活についてのアンケート

このアンケートは、みなさんが楽しい学校生活を送るためのものです。素直な気持ちで正直に教えてください。月から現在までのことについて、1～9の質問にはあてはまる番号をつけ、10～12の質問には知っていることや自分の考えを書いてください。

ほとんど毎日 1週間に何回か 今までに2,3回 ない

- 1 冷やかされたり、からかわれたり、いやなあだ名で呼ばれたりする。 _____
- 2 悪口やおどし文句を言われる。 _____
- 3 仲間はずれにされたり、無視されたりする。 _____
- 4 ふざけてぶつかってこられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。 _____
- 5 ひどくたたかれたり、けられたりなどの暴力を受ける。 _____
- 6 物や金を持ってくるようにおどされる。 _____
- 7 自分の持ち物が隠されたり、落書きされたり、こわされたりする。 _____
- 8 いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 _____
- 9 ホームページやメール等でいやなことを書かれる。 _____

- 10 あなたの周囲で上記の1～9のような行為にあっている人を見たり聞いたりしたことがありますか。ある人は、具体的に教えてください。(いつ頃・どこで・どのような)

- 11 上記の1～9のような行為にあっている人を見たり、聞いたりしたとき、あなたはどのようにしますか。
- () 止めに入る
- () 相談する 誰に () 親 () 先生 () 友だち () その他 [_____]
- () 見て見ぬふりや、かかわらないようにする。 理由 [_____]
- () その他 [_____]

- 12 先生に言いたいことや聞いてほしいことがあれば自由に書いてください。

学校生活についてのアンケート

このアンケートは、みなさんが楽しい学校生活を送るためのものです。素直な気持ちで正直に答えてください。 月から現在までのことについて、1～9の質問にはあてはまる番号に をつけ、10～12の質問については具体的な内容や自分の考えを書いてください。

ほとんど毎日 1週間に何回か 今までに2、3回 ない

1 冷やかされたり、からかわれたり、いやなあだ名で呼ばれたりする。

2 悪口や脅し文句を言われる。

3 仲間はずれにされたり、集団に無視されたりする。

4 ふざけてぶつかってこられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。

5 ひどくぶつかられたり、けられたり、たたかれたりなどの暴力をふるわれる。

6 金品をたかられる。

7 自分の持ち物がなくなったり(隠される・盗まれる)、落書きをされたり、壊されたりする。

8 いやなことや恥ずかしいことや危険なことなどを無理にさせられる。

9 パソコンや携帯電話で、いやなことを書かれたり、いやなことをされたりする。

10 上記1～9の質問の ~ に を付けた人は、どのようなことが具体的に書いてください。

11 上記1～9のような行為を見たり聞いたりしたことがありますか。ある人は具体的に書いてください。(いつ頃・どこで・どのような)

12 上記の1～9のような行為を見たり聞いたりした場合、どのような行動をとりますか。

() 止めに入る

() 相談する 誰に () 親 () 先生 () 友だち () その他 [_____]

() 見て見ぬふりや、かかわらないようにする。理由 [_____]

() その他 [_____]

13 先生に言いたいことや聞いてほしいことがあれば自由に書いてください。

第3章 関連資料

「いじめの問題への取組の徹底について」(平成18年10月20日岡山県教育委員会教育長通知) (p27を省略)

「あなたを守りたい - 緊急アピール - 」(平成18年11月21日岡山県教育委員会教育長通知) (p28～p46を省略)

いじめの相談窓口

参考文献一覧

いじめの問題に関する資料作成委員会委員名簿

いじめの相談窓口（平成19年度以降）

県総合教育センター（加賀郡吉備中央町吉川7545-11）

電話相談	月・水・木・金	9:00～17:00
	火曜日	13:00～17:00
一般教育相談		0866-56-9115
特別支援教育相談		0866-56-9117
面接相談	月～金	9:00～19:00
(要予約)	火曜日	13:00～19:00
	第2・4土曜日	9:00～17:00

県青少年総合相談センター（岡山市蕃山町1-20）

<総合相談窓口>

電話・面接（要予約）相談（月～日 8:30～23:00） 年未年始を除く

086-224-7110

<教育相談窓口>

電話・面接（要予約）相談（月～日 8:30～23:00） 年未年始を除く

086-221-7490

倉敷教育相談室（倉敷市羽島1083）

電話・面接相談（火～金 9:00～16:00）

086-427-0244

高梁教育相談室（高梁市落合町近似286-1）

電話・面接相談（月・水・金 9:00～16:00）

0866-22-9833

津山教育相談室（津山市田町31）

電話・面接相談（月・木・金 9:00～16:00）

0868-24-1424

参 考 資 料

- ・生徒指導の手引「いじめに取り組む」平成6年9月 岡山県教育委員会
- ・「生徒の「心」のサインを見逃すな - 高等学校での生徒指導体制の充実を目指して - 」
岡山県高等学校教育相談推進協議会 岡山県教育委員会 平成13年10月
- ・「児童のすこやかな成長を願って - 小学校での生徒指導体制の充実を目指して - 」
岡山県小学校教育相談推進委員会 岡山県教育委員会 平成16年1月
- ・「高等学校生徒指導に係る取組好事例集 ~岡山県立高等学校生徒指導体制に係る聞き取り
調査から~」 岡山県教育庁指導課 平成14年3月
- ・「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」 ぬくもりのある学校・地域社会
をめざして 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第1次）
文部科学省
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040/toushin/07030123.htm)
- ・「いじめ問題に関する取組事例集」
文部科学省 国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成19年2月
(<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/index00.htm>)
- ・「不登校といじめ問題の解決のために」 平成18年度生徒指導研修：ケーススタディ
独立行政法人教員研修センター 平成19年2月
- ・「いじめをなくすために 第4版」 総社市教育委員会 平成18年4月
- ・リーフレット「いじめをなくすために 小学校編」 総社市教育委員会 平成7年11月
- ・「いじめ問題の解決に向けて」佐賀県教育委員会 平成18年12月
- ・「いじめ対応マニュアル作成事例集」石川県教育委員会
(<http://www.pref.ishikawa.jp/kyoiku/gakkou/ijime-taisaku/4jireishu1.pdf>)
- ・いじめ対策必携「子供の心の動きや願い見えていますか」 鹿児島県教育委員会
平成18年1月改訂
- ・神奈川県警「インターネット掲示板での誹謗中傷事案対応マニュアル」平成18年10月
- ・「いじめの問題の解決のために - いじめ発見のポイント - 」広島県教育委員会
(<http://www.pref.hiroshima.jp/kyoiku/hotline/>)
- ・「いじめ発見のポイントチェックシート」小平市教育委員会 (<http://www.kodaira.ed.jp>)

いじめの問題に関する資料作成委員会委員名簿

会 長 (部会長)	佐 藤 好 晴	県立倉敷天城高等学校	校 長
副 会 長 (部会長)	島 田 宏 恵	県立倉敷工業高等学校	教 頭
部 会 長	長 尾 紀 江	岡山教育事務所	指導主事(班長)
委 員	糸 島 耕太郎	総社市立常盤小学校	教 諭
委 員	田 代 雄 一	赤磐市立吉井中学校	教 諭
委 員	田 中 薫	県立和気閑谷高等学校	教 諭
委 員	藤 本 幸 博	県立笠岡高等学校	教 諭
委 員	中 島 勝 己	倉敷教育事務所	指 導 主 事
委 員	森 本 宏 伸	津山教育事務所	指 導 主 事
委 員	横 溝 敬 司	倉敷市教育委員会	指 導 主 任
委 員	芦 田 俊 彦	津山市教育委員会	主幹(指導主査)
委 員	林 修	瀬戸内市教育委員会	参事(指導主事)
委 員	大 重 義 法	笠岡市教育委員会	統 括
委 員	竹 内 悦 子	県教育センター	指 導 主 事
委 員	山 崎 克 磨	県教育センター	指 導 主 事
委 員	藤 井 朗	県教育庁保健体育課	指導主事(主任)
委 員	藤 井 洋 子	県教育庁生涯学習課	社会教育主事(副参事)
委 員	岡 本 秀 行	県教育庁人権・同和教育課	指導主事(主任)

岡山県人権教育推進マトリックス会議

総務課 / 教職員課 / 指導課 / 特別支援教育室 / 保健体育課 / 生涯学習課
人権教育推進室 / 人権・同和教育課

事 務 局	中 井 智 子	県教育庁指導課	課 長
	今 井 康 好	県教育庁指導課	参 事
	平 賀 和 治	県教育庁指導課	総 括 副 参 事
	藤 枝 茂 雄	県教育庁指導課	指導主事(主幹)
	辻 田 詔 子	県教育庁指導課	指導主事(主任)